

2023年5月25日

芦屋市
市長 高島 峻輔 様

芦屋市教育委員会
教育長 福岡 憲助 様

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会
委員長 松本



夏期一時金及び労働条件に関する要求書

連日のご健闘に対し心より敬意を表します。

私たちは職務を果たし、生活を守るため、自治労阪神淡路ブロック共闘会議として、2023 夏期一時金に関する統一要求書を提出いたしましたが、芦屋市の現状から下記の通りの独自要求を、あわせて提出いたします。誠意をもって検討され、5月30日までに文書で回答されますようお願いいたします。

記

- 1、地公法、地方自治法改正の本旨は待遇改善であることを受け、労働条件改善を検討し、格差是正に向け労使合意に達するまで、誠意を持って前向きに建設的な労使協議を行うこと。
- 2、夏期一時金に関すること
 - ①会計年度任用職員の勤務実態を正に評価し、正規職員と同率支給すること。
 - ②勤勉手当相当分の率を上げること。早急に出来ない場合は、0,2ヶ月分を報酬加算として支給すること。
 - ③勤勉手当の支給が可能となった場合、正規職員と同率支給すること。
- 3、正規職員の職場確保、及び事務・事業の縮小や廃止等を理由に解雇を行うことなく、雇用継続を保障すること。
- 4、雇用に関しては、必ず労使合意に達するまで誠意を持って前向きに団体交渉を行うこと。

5、早急に、会計年度任用職員事務職（1級職員）の中で、10年以上同職種に従事している臨時的任用職員を、会計年度任用職員専門職（2級職員）へ移行すること。

6、1級から2級への移行のルールを賃金検討委員会で協議し労使合意の上、実施すること。

7、異動についてのルールを賃金検討委員会で協議し、労使合意の上、実施すること。

8、休暇に関すること

①リフレッシュ休暇を、正規職員と同日数、有給で認めること。

②育児休暇を正規職員と同様に保障すること。

③看護休暇及び私療休暇を正規職員と同日数有給で認めること。

④調理師が検便検査の結果、業務を休まなければならなくなった時の特別休暇を創設すること。早急に創設できない場合は、診断書不要で休めるようにすること。

⑤療養休暇後の休職期間を正規職員と同日数有給で認めること。

9、新型コロナウイルス対応に係る労働条件について

①「2類」相当から「5類」への変更とされましたが、コロナ関連の休暇制度を引き続き保障すること。

10、福利厚生に関すること及びすべての情報を、正規職員同様、会計年度任用職員にも周知徹底し、実施すること。

以上